

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準

(目的)

第1 本基準は、大阪市と建設工事の工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「審議官通達」という。）に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の工事請負契約書第6条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 融資制度は、次に掲げるものを除く工事請負契約を対象とする。ただし複数年度工事にあつては、最終年度であつて、かつ年度内に終了が見込まれる場合のみ対象とする。

- (1) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証を付した工事
- (2) 当該請負工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) その他、請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(債権譲渡の範囲)

第3 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する大阪市の請求権に基づく金額及び本件工事請負契約以外により発生する大阪市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する違約金等の大阪市の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額及び本件工事請負契約以外により発生する大阪市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

なお、請負代金額が増減した場合は、債権譲渡人は、速やかに債権譲受人にその旨を書面により通知するものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4 債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする請負者のうち、審議官通達記1に定める中小・中堅元請建設業者(以下「債権譲渡人」という。)とし、債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は融資制度による資金の貸付事業を行うために財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)の債務保証を受けた者(審議官通達記6に定める者)とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。なお書類の提出は、当該工事請負契約にかかる工事所管担当部局の代金支払担当に持参して行うものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1) 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書(停止条件付債権譲渡契約であること。様式は「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」(平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。以下「会計課長通達」という。)に定める様式3とする。なお、国土交通省において当該通達が改正された場合には、改正後の通達に基づくものとする。)の写し 1通
- (3) 審議官通達記13に定める支払状況及び支払計画の写し 1通
- (4) 月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書(様式2) 1通
- (5) 発行日から3カ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通(約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと)
- (7) 振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通
- (8) 債権譲受人の債権者登録申請書 1通

2 前項の債権譲渡承諾依頼書等の受付期間は、当該工事の出来高(複数年度工事にあっては最終年度の工事に係る出来高)が、前項(4)の工事履行報告書により2分の1以上に到達したと認められる日以降、当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6 債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

- 1 債権譲渡承諾依頼書(様式1)が提出されていること
 - (1) 様式1を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること
 - (2) 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書(代表者で契約している場合)及び印鑑証明書と一致していることなお、工事請負契約書に実印以外の印を使用している等の場合には、必要に応じて入札参加資格審査の確認書類等により確認するものとする。

- (3) 債権譲受人の所在地、名称、代表者氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること
- (4) 工事名、契約締結日、工事場所、工期に誤りがなく、かつ本基準第2に定める対象工事であること
- (5) 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること
- 2 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること
 - (1) 会計課長通達に定める様式3（「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」を停止条件とする債権譲渡契約証書）を使用していること
 - (2) 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書のもものと一致していること
- 3 支払状況・支払計画書の写しが提出されていること
 - (1) 審議官通達記13に定める債権譲受人による確認を受けたものであること
- 4 工事履行報告書が提出されていること
 - (1) 様式2を使用していること
 - (2) 工事進捗率（複数年度工事にあつては最終年度の工事に係る工事進捗率）が2分の1以上であることが確認できること
- 5 印鑑証明書が提出されていること
 - (1) 発行日から3カ月以内のものであり、原本が提出されていること
- 6 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること
 - (1) 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること
 - (2) 大阪市に提出済の保険又は保証証書等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること
- 7 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること
- 8 債権譲受人の債権者登録申請書が提出されており、必要事項が適正に記載されていること
- 9 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約書第44条第1項各号に該当する恐れがないこと
- 10 債権譲渡人が当該工事代金債権者であること

（債権譲渡の承諾）

第7 債権譲渡の承諾は、本基準第5に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受け

た後、本基準第6の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（様式1）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、2週間以内に遅滞なく行うものとする。（やむを得ない事情で、2週間以内に交付できない場合には、その旨を速やかに債権譲渡人に連絡するものとする。）
- 3 債権譲渡を承認した場合は、債権者登録申請書に基づき、債権譲受人が指定した口座を登録する。

（債権譲渡の不承諾）

第8 申請に係る工事が本基準第2に定める対象工事に該当しない場合のほか、本基準第5に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出が無い場合又は本基準第6に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した通知書（様式3）を交付するものとする。

（融資実行の報告）

第9 本基準第7による承諾後、債権譲渡人と債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて大阪市に融資実行報告書（様式5）を提出するものとする。

- 2 融資実行報告書を受理した場合は、本基準第5に基づき提出された債権者登録申請書と照合の上、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する。
- 3 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、審議官通達記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに大阪市に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

（融資時の出来高確認）

第10 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。なお、この出来高確認は、大阪市が行う出来形部分の検査を拘束するものではない。

- 2 前項による出来高確認を行うにあたり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、出来高確認協力依頼書（様式4）を提出するものとする。
- 3 前項の出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場の立入りを承認する。

（請負代金等の請求）

第11 債権譲受人は、工事請負契約に定められた検査、引渡し等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受

けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

- 2 債権譲受人が、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書（本基準第7に基づき、大阪市が交付した債権譲渡承諾書の写し、締結済の債権譲渡契約証書の写し及び融資実行報告書（様式5）の写しを添付したもの）を提出するものとする。

（様式類の整備）

第12 融資制度を実施するにあたって必要な事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業団体をいう。以下同じ。）における取扱や契約書その他の様式類等で本基準に定めのないもの（事業協同組合等の内部処理手続を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等）（以下「様式類」という。）は、融資制度の監督官庁や振興基金、保証事業会社が定め、又は当該事業協同組合等が、当該事業協同組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めることとなる。

（不正時の対応）

第13 融資制度の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人や事業協同組合等が融資制度に関し不正を行ったと認めたときは、本基準第4の規定にかかわらず、大阪市は当該不正を行った債権譲渡人又は事業協同組合等を融資制度の対象から除外するものとする。

- 2 債権譲渡人や事業協同組合等が大阪市に提出した書面が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、大阪市は、融資制度の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

（その他）

第14 本融資制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 この基準による事務取扱は、平成20年12月26日から平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

大阪市長

〇〇〇〇 様

(甲) 譲 渡 人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(乙) 譲 受 人 所在地

名称

代表者職氏名

実印

譲渡人（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号。以下「国土交通省通達」という。）に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために甲乙間で締結した平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第 6 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第 42 条に規定する「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第 32 条第 2 項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 47 条

第1項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は契約変更後の金額とします。

(1) 工事名	_____	
(2) 契約締結日	_____年____月____日	
(3) 工事場所	_____	
(4) 工期	_____年____月____日から_____年____月____日	
(5) 請負代金額	金_____円	(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
(6) 支払済前払金額	金_____円	
(7) 支払済部分払金額	金_____円	
(8) 債権譲渡額	金_____円	[平成____年____月____日 現在見込額]
	(8)=(5)-(6)-(7)	(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2 甲及び乙は、本承諾により上記債権を担保とする金銭消費貸借契約を締結した場合は、速やかに連署にて融資実行報告書（様式5）を貴市に提出します。

甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを貴市に提出します。

3 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙又は保証事業会社が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。

また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。

5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、貴市には一切ご迷惑をおかけいたしません。

6 乙においては、国土交通省通達等の融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。

7 融資制度手続きに関し必要な出来高確認は乙が行います。なお、乙は、本件工事請負契約に基づき貴市が行う出来形検査結果については、一切異議を申し立てません。

8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。

- 9 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行います。
- 10 本件工事請負契約に変更その他の事由が生じた場合は、甲が、乙及び保証事業会社に対してその旨を通知します。
- 11 上記のほか、甲及び乙は、融資制度に係る国土交通省通達等及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準並びに本件工事請負契約書等を遵守します。

債 権 譲 渡 承 諾 書

(甲) 譲渡人

(乙) 譲受人 様

第 号
年 月 日

上記の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項に異議を留めて、工事請負契約書第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

ただし、承諾の依頼に際し甲又は乙に虚偽があった場合は承諾の取り消しを行います。

なお、本承諾によって工事請負契約書第42条に規定する「かし担保責任」その他の工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者 大阪市長

〇〇 〇〇

印

確定日付欄 年 月 日

(様式2)

工 事 履 行 報 告 書

(記載例)

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成20年4月30日 ～ 平成21年3月30日		
日 付	平成20年12月〇〇日 (11月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
平成20年 4月	0.0	0.0 差 (0.0)	
5月	0.0	0.0 差 (0.0)	
6月	2.3	0.8 差 (1.5)	
7月	4.8	4.6 差 (0.2)	
8月	11.3	8.2 差 (3.1)	
9月	18.1	15.1 差 (3.0)	
10月	27.6	32.5 差 (+ 4.9)	
11月	37.0	66.9 差 (+29.9)	> 50%
12月	55.8		
平成21年 1月	76.8		
2月	98.2		
3月	100.0		
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式3)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(甲) 譲渡人

(乙) 譲受人 あて

発注者 大阪市長
〇〇〇〇 印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、
下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工事名 _____ 工事

(2) 契約締結日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

2 承諾しない理由

(記載例)

- 「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準」第5(2)に規定されている様式による締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間に亘り正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあり、「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準」第6―9に該当するため。

(様式4)

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

大 阪 市 長
〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

実印

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 施工業者名 _____
- 3 現場立ち入り希望日時 _____年____月____日____時____分から____時____分
- 4 連絡先 Tel _____
担当者氏名 _____

融資実行報告書

(様式5)

年 月 日

大阪市長

〇〇〇〇 様

(甲) 譲渡人・借入人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(乙) 譲受人・貸付人 所在地

名称

代表者職氏名

実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき、平成 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込ください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への代金の支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- | | | |
|--------------|------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 工事名 | _____ | |
| (2) 契約締結日 | _____年____月____日 | |
| (3) 工事場所 | _____ | |
| (4) 工期 | _____年____月____日から_____年____月____日 | |
| (5) 請負代金額 | 金 _____ 円 | (ただし、契約変更により増減が |
| (6) 支払済前払金額 | 金 _____ 円 | 生じた場合はその金額による) |
| (7) 支払済部分払金額 | 金 _____ 円 | |
| (8) 債権譲渡額 | 金 _____ 円 | [平成 年 月 日 現在見込額] |
| | (8)=(5)-(6)-(7) | (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による) |

[承諾番号]

[振込口座]

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 金融機関名 | フリガナ
〇〇銀行〇〇本支店 |
| 2 預金種別、口座番号 | 〇〇預金〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 3 口座名義 | フリガナ
〇〇〇〇 |